

令和2年3月24日 衆議院財務金融委員会議事録

○田中委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの日吉雄太です。

きょうも質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、森友学園問題に係る財務省による公文書の改ざんの問題、これについて麻生大臣にお伺いしたいと思います。

安倍総理が、私や妻がかかわっていたら総理も国会議員もやめます、こう発言されました。これを受けて、麻生大臣、これを聞いて、いや、内心、困ったなど思われたんじゃないのかなというふうに思います。もしも私が麻生大臣の立場であれば、ああ、これ、本当、どうなっているのかなと心配になって、それについて問合せをするんじゃないかなというふうに考えました。

麻生大臣、この総理の言葉を受けて、佐川さんに対して、これ、事実関係どうなっているんだ、こういうような問合せってされたんですか。

○麻生国務大臣

私の方から事務方に対して問合せをしたかと聞いておられるんですか。(日吉委員「はい」と呼ぶ) 問合せをしたことはありません。

○日吉委員

今申し上げましたけれども、これ、気になると思うんですよね。実際、改ざんはまだわからなかったかもしれないですけども、事実関係として、総理がかかっているということが万が一にもあったら大変なことになるから、事実関係を確認しておこうというふうに思うのが自然だと思うんです。でも、今、麻生大臣は、それをしていなかったというふうにおっしゃっていました。これはある種、この確認をしていけば、そこで改ざんをもしかしたら防止することができたかもしれませぬし、そういったことにつながるわけですね。これが組織のチェックの機能というふうに思うわけです。

そして、麻生大臣が知らないところで部下が勝手に改ざんをしていったということになるわけなんですね、今の話ですと。そして、佐川さんがこの改ざんの方向性を示して、指示を出して、それによって職員の方が死に追い込まれていく、こういったことが起こってしまった。こういうことでございます。

それにもかかわらず、大臣は、佐川さんのことを、適材適所でこの人事だというふうにおっしゃって、そして、この佐川さんを国税庁長官に昇進をさせる、こういったことを行っているわけです。そういった意味では、これ、ペナルティーを科すという意味での責任が発生する、任命責任が発生するのではないかとということが考えられる。これが一点。

もう一つ、この改ざんをとめようとした人がいるわけです。しかし、声を上げたんですけども、それをとめることができなかつた。これは、改ざんを防止するためのガバナンスができていなかったということになるわけです。

以前の委員会でも何度か質問させていただきましたけれども、その中で、麻生大臣は、このガバナンスを構築する責任は自分にあるというふうに明言されておりました。そういったことを踏まえたときに、平成三十年の財務大臣談話の中で、麻生大臣は、この公文書の改ざんによって、財務省、そして行政全体の信頼を損なわせてしまったことを踏まえて、御自身にペナルティーを科したんですけれども、むしろ、この任命責任や、ガバナンスを構築していなかったことに対して責任を果たしていくべきではないのか、ペナルティーを科していくべきではないのかと考えるんですけれども、麻生大臣のこの点についてのお考えを教えてください。

○麻生国務大臣

この国税庁長官の人事ですけれども、これは全ての人事と同じで、ポストにふさわしいという、適材適所に配置するという考え方に基づいて行っておるというのが基本なんだと思っております。

佐川につきましては、私どもとしましては、基本的にこれまでに、とにかく、国税庁の次長、大阪国税局長といういわゆる徴税分野におきます経験、また、審議官やら課長を主税局でやってきておりますので、税制の企画立案の経験等々豊富でありますから、国税庁長官として適任と判断したということなんだと私どもとしてはそう思っております。

文書の改ざん等々、これは極めてゆゆしきことなんであって、まことに遺憾なことなんであって、深くおわびを申し上げねばならない、これはたびたび申し上げているとおりです。

平成三十年六月にこの問題に関する経緯等に関する調査結果というものを公表させていただいて、関与した職員に対して厳正な処分を行わさせていただき、減給やら免責やらいろいろ出しましたけれども、私自身も閣僚給与の自主返納をさせていただいたりもしました。

なお、作業にかかわりましたいわゆる部下というものにつきましては、これは本省理財局からの指示に明確に反対したということになるんですけれども、処分というものをいたしておるわけではございません。

いずれにいたしましても、この種の話というのは二度と起こしちゃいかぬという点については大事なところなんだと思っておりますので、理財局長時代の対応によって国有財産の行政に対する信頼を失ったということとして、私どもとしては、いわゆるやめるということに、考えておりますけれども、懲戒免職にすべきじゃなかったかなどいろいろな御意見があるのは知らないわけではありませんけれども、職員を懲戒免職するのは、これはもうルールで刑事処分の対象となったケースとか横領などの議員自身が不正な利益を得ようとしたケースなどであって、これらには該当しないというのが佐川の立場だと思っておりますので、私どもとしては、今回、懲戒免職の次に重い停職等々の処分にするのが相当と判断をさせていただいたということでもあります。

○日吉委員

今、佐川さんについての処分というよりも、麻生大臣御自身の責任、これを質問させていただいたわけでありませう。

そこについて、ガバナンスを構築しなかったこと、そして任命責任についてどう考えているかということをお教えいただきたいかったです。

そもそも、麻生大臣、そして安倍総理が、この森友問題に、この改ざんに関して知っていたのではないか、こういったことが国民の皆様の中では疑惑となっているわけです。そういった意味で、亡くなられた赤木さんの奥様が、安倍総理、そして麻生大臣、この二人は調査される側であって、調査をしないとかそういったことを言う立場にはないというようなことを先日おっしゃっていたわけです。

まさにそのとおりだと思うんですけども、こういったことを踏まえた場合に、前回の財務省による調査というのは職員を対象としただけの調査であるわけです。そういった意味で、大臣自身、疑われているということ踏まえて、第三者である方々を入れた調査機関による調査、こういったことをして、その事実をしっかりと明らかにするべきではないか、こういうふうに考えられるんですけども、この点について麻生大臣はどのようにお考えか、教えてください。

○麻生国務大臣

第三者と言うのであれば、いわゆる検察庁というのは第三者なんじゃないんでしょうか。その第三者の調査によって不起訴処分になったというように理解いたしております。第三者と言われるんだったら、ということになろうかと思いますが。

○日吉委員

そこから、この手記が出て新しい事実もわかってきているわけです。第三者といっても、その中で、麻生大臣、そして安倍総理の関係というのが国民全般にわからないわけですね。そのあたりをしっかりと明らかにしていく必要があるんじゃないかということで、改めて調査をする必要があるんじゃないか、このように考えられるんですけども、それについてもう一度お考えを教えてください。

○麻生国務大臣

先ほども同僚の方々に、同じような御質問でしたので、同じような答弁をさせていただくということにしかならないと存じますが、私どもとしては、今申し上げたとおり、今回の中から特に新しい事実が出てきたわけではございませんから、我々としては改めて調査する必要はない、そう思っている。

ただ、調査する権限がないと言っている人に調査しろと言われても、ちょっと困るんですけどもね、そこのところは。調査する権限がないと言っているわけでしょう。そういう人に向かって、調査しろと言っておられることになりゃしませんか、おっしゃっていることは。

○日吉委員

資格がないと言っているわけではなくて、時間が来ましたので終わりますけれども、新しい事実もわかってきましたし、それで、今申し上げた麻生大臣のガバナンスの構築の責任も、そして任命責任も、これも明らかになっていないわけですから、そういったことを踏まえた上で、もう一度調査をして明らかにしていただきたい。これを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。